

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第12号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の前に見出しとして「（条例別表第1の規則で定める事務）」を付する。

第9条第1号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第14条第1号エ中「第2条第1号から第4号までに掲げる事務に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」を「外国人生活保護実施関係情報（利用特定個人情報提供省令第22条第1号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第22条中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第24条中「次の各号」を「利用特定個人情報提供省令第163条各号」に、「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 要保護者等に準ずる者（利用特定個人情報提供省令第163条第1号に規定する要保護者等に準ずる者をいう。以下この条において同

- じ。)に係る助産の実施又は母子保護の実施に関する情報
- (2) 要保護者等に準ずる者に係る固定資産税に関する情報
 - (3) 要保護者等に準ずる者に係る地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税に関する情報
 - (4) 要保護者等に準ずる者に係る国民健康保険税に関する情報
 - (5) 要保護者等に準ずる者に係る公営住宅の家賃に関する情報
 - (6) 要保護者等に準ずる者に係る老人福祉法第11条第1項第1号の養護老人ホームの入所に関する情報
 - (7) 要保護者等に準ずる者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料に関する情報
 - (8) 要保護者等に準ずる者に係る一般特定公共賃貸住宅の家賃に関する情報
 - (9) 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定に関する情報もしくは同条第2項の要支援認定に関する情報又は同法第129条の保険料に関する情報
 - (10) 要保護者等に準ずる者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の便宜を供与する事業による給付に関する情報
 - (11) 要保護者等に準ずる者に係る療育手帳の交付およびその障害の程度に関する情報
 - (12) 要保護者等に準ずる者に係る福祉医療に関する情報
 - (13) 要保護者等に準ずる者に係る特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報
 - (14) 要保護者等に準ずる者に係る小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報
 - (15) 要保護者等に準ずる者に係るその他市営住宅の家賃に関する情報
 - (16) 要保護者等に準ずる者に係る単身特定公共賃貸住宅の家賃に関する情報

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。